

## 企業結合会計に関する今後の検討の進め方（案）

### １．企業結合専門委員会での検討

企業結合に係る会計基準については、平成 15 年 10 月に、企業会計審議会から「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「企業結合に係る会計基準」が公表され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されているが<sup>1</sup>、これらの会計基準等は、限定的とはいえ持分プーリング法を採用する余地を残した点など、いくつかの点において国際的な会計基準とは異なった取扱いが示されている。これらの相違点は、いわゆる EU 同等性評価に関連した欧州証券規制当局委員会（CESR）からの補正措置項目として提案され、ASBJ が平成 18 年 10 月に公表した「ASBJ プロジェクト計画表」では、企業結合に関するプロジェクトの検討スケジュールが明示された。

この ASBJ プロジェクト計画表に従い、CESR からの補正措置項目に関する今後の検討に資することを目的として、「企業結合会計に関する調査報告 EU による同等性評価に関連する項目について」が ASBJ 事務局企業結合プロジェクト・チームによってまとめられたところである。

ASBJ プロジェクト計画表では、この調査報告を踏まえ、論点整理の公表に向けた検討を行うかどうか判断することとされているが、「企業結合に係る会計基準」の公表以降、我が国での企業結合を巡る環境も大きく変化しており、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスを進めるべきではないかとの見方もあることから、調査報告で取り上げられている持分プーリング法を始めとした各項目について、企業結合専門委員会<sup>2</sup>を基礎として、論点整理の公表に向けた検討を行うこととしてはどうか。

### ２．主な検討項目（案）<sup>3</sup>

- (1) 企業結合の会計処理（持分プーリング法の取扱い）
- (2) 株式を対価とする場合の対価の測定日
- (3) 負ののれんの会計処理
- (4) 少数株主持分の測定
- (5) 段階取得における会計処理
- (6) 外貨建のれんの換算方法

### ３．作業計画（案）

平成 19 年末又は平成 20 年初め	論点整理を公表
平成 20 年第 3 四半期	公開草案を公表
平成 20 年末まで	最終基準を公表

以 上

<sup>1</sup> ASBJ から、これに関する適用指針として、平成 17 年 12 月 27 日に、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」を公表している。

<sup>2</sup> 当該企業結合専門委員会の役割については、これまでの目的(主として「企業結合に係る会計基準」に関する適用指針等の開発)と異なってくることから、専門委員会の構成については、見直してはどうか。

<sup>3</sup> 国際財務報告基準（IFRS）や米国基準におけるいわゆる企業結合フェーズのうち、上記に関連する項目は検討対象になりうる。のれんの償却の是非については、上記項目の検討を迅速に進めるため、今回の検討対象には含めない。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています